

新旧対照表

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則

新	旧
<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投資額 工場、事業場その他の施設（以下「工場等」という。）の新設（第4条第1項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第4条第2項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であつて、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産及び同条第8号りに掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）の取得価額の合計額をいう。</p> <p>(2) 常用雇用者 事業者が新たに雇用する従業員のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>ア 雇用期間の定めのない者であること。</p> <p>イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。</p> <p>ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。</p> <p>エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。</p> <p>(3) <u>常用雇用者の人数</u> <u>常用雇用者及び出向者（出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る。）の数の合計をいう。</u></p> <p>(4) <u>雇用増</u> <u>工場等の新設の場合にあってはその常用雇用者の人数をいい、工場等の増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいう。</u></p> <p>(5) <u>研究員</u> <u>次の各号のいずれかに該当する者であつて、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。</u></p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者</p> <p>イ 学校教育法第104条第1項に規定する学</p>	<p>第1章 総則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投資額 工場、事業場その他の施設（以下「工場等」という。）の新設（第4条第1項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第4条第2項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であつて、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産及び同条第8号りに掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）の取得価額の合計額をいう。</p> <p>(2) 常用雇用者 事業者が新たに雇用する従業員のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>ア 雇用期間の定めのない者であること。</p> <p>イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。</p> <p>ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。</p> <p>エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>雇用増</u> <u>工場等の新設の場合にあってはその常用雇用者の人数をいい、工場等の増設の場合にあっては当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいう。</u></p> <p>(4) <u>研究員</u> <u>次の各号のいずれかに該当する者であつて、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。</u></p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者</p> <p>イ 学校教育法第104条第1項に規定する学</p>

新	旧
<p>士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が3年以上ある者</p> <p>(6) <u>環境配慮型工場等</u> 新設し、又は増設された工場等であって、省エネルギー（北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例108号）第2条第1号に規定する省エネルギーをいう。）を目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギー（同条第2号に規定する新エネルギーをいう。）の活用により工場等におけるエネルギーの消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めたものをいう。</p> <p>(7) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者であって、道内に、主たる事務所を有するもの又は事業所を有するものをいう。 ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項（第1号及び第2号に限る。）に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項（第3号、第4号及び第9号を除く。）に規定する中小企業団体</p>	<p>士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が3年以上ある者</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者であって、道内に、主たる事務所を有するもの又は事業所を有するものをいう。 ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項（第1号及び第2号に限る。）に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項（第3号、第4号及び第9号を除く。）に規定する中小企業団体</p> <p>(新設)</p>
<p>2 前項第3号の「<u>出向者</u>」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>道外の他の事業者から出向している者であること。</u></p> <p>(2) <u>工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること。</u></p> <p>(3) <u>道内に住所を有する者であること。</u></p> <p>第2章 企業立地を促進するための助成の措置 (助成の措置の対象となる新設又は増設)</p> <p>第4条 条例第13条第1項の規則で定める新設は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(2) 既に道内に工場等を有する者が新たに当該工場等に係る業種と日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること。</p> <p>(3) <u>事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（次号に掲げるものを除く。以下「<u>本社機能移転事業（設備投資）</u>」という。）。</u></p> <p>(4) <u>事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（以下「<u>本社機能移転事業（賃借）</u>」という。）。</u></p> <p>2 条例第13条第1項の規則で定める増設は、既</p>	<p>第2章 企業立地を促進するための助成の措置 (助成の措置の対象となる新設又は増設)</p> <p>第4条 条例第13条第1項の規則で定める新設は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること（第3号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(2) 既に道内に工場等を有する者が新たに当該工場等に係る業種と日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（以下「<u>本社機能移転事業</u>」という。）。</p> <p>2 条例第13条第1項の規則で定める増設は、既</p>

新	旧
<p>に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで新設以外のものをいう。</p>	<p>に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで新設以外のものをいう。</p>
<p>(投資額、雇用増又は賃料の算定)</p>	<p>(投資額、雇用増又は賃料の算定)</p>
<p>第5条 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、操業又は事業（以下「操業等」という。）のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含むものとする。</p>	<p>第5条 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、操業又は事業（以下「操業等」という。）のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含むものとする。</p>
<p>2 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、当該工場等の施設の全部又は一部が道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外するものとする。</p>	<p>2 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、当該工場等の施設の全部又は一部が道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外するものとする。</p>
<p>3 工場等の増設（施設の更新を伴うものに限る。以下この項において同じ。）のための投資額の算定に当たっては、当該投資額に、増設後の製造の能力等から増設前の製造の能力等を差し引いた数を増設後の製造の能力等で除して得た数を乗ずるものとする。</p>	<p>3 工場等の増設（施設の更新を伴うものに限る。以下この項において同じ。）のための投資額の算定に当たっては、当該投資額に、増設後の製造の能力等から増設前の製造の能力等を差し引いた数を増設後の製造の能力等で除して得た数を乗ずるものとする。</p>
<p>4 工場等の増設に伴う雇用増は、次に掲げる人数のうち最小のものとする。</p>	<p>4 工場等の増設に伴う雇用増は、次に掲げる人数のうち最小のものとする。</p>
<p>(1) 第13条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「補助金交付申請日」という。）における当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数から当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものを控除した人数</p>	<p>(1) 第13条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「補助金交付申請日」という。）における当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数から当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大のものを控除した人数</p>
<p>(2) 当該工場等が属する事業所における当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した常用雇用者の人数</p>	<p>(2) 当該工場等が属する事業所における当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した常用雇用者の人数</p>
<p>(3) 当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数</p>	<p>(3) 当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数</p>
<p>5 <u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る事務所又は事業所の賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。</p>	<p>5 <u>本社機能移転事業</u>に係る事務所又は事業所の賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。</p>
<p>(1) 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額</p>	<p>(1) 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額</p>
<p>(2) 当該賃料に係る消費税額及び地方消費税額</p>	<p>(2) 当該賃料に係る消費税額及び地方消費税額</p>
<p>(3) 当該賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合にあつては、当該補助額（前2号に掲げる額に係る補助額を控除した額とする。）</p>	<p>(3) 当該賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合にあつては、当該補助額（前2号に掲げる額に係る補助額を控除した額とする。）</p>
<p>(立地計画の認定)</p>	<p>(立地計画の認定)</p>
<p>第6条 企業立地（事業者が工場等の新設又は増設を行うことをいう。以下同じ。）を行おうと</p>	<p>第6条 企業立地（事業者が工場等の新設又は増設を行うことをいう。以下同じ。）を行おうと</p>

新	旧
<p>する事業者で条例第13条第1項の規定による助成の措置を受けようとするものは、企業立地に係る計画（以下「立地計画」という。）を知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により認定を受けようとする事業者は、新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日までの期間内に、別記第1号様式の立地計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工場等の位置図、施設内の配置図及び設備配置図</p> <p>(2) 工場にあっては、生産工程図</p> <p>(3) 別表第1の類型Ⅱの項の区分に係る認定を受けようとする場合であって、工業団地の地域内で製造業に係る工場等の新設又は増設をするときは、当該工業団地の地域内に立地することを証する書類</p> <p>(4) 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの）</p> <p>ア 会社の沿革及び現況</p> <p>イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数</p> <p>ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 定款</p> <p>(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>(6) その他参考となる書類</p> <p>3 <u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日まで」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める<u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る雇用増の要件を満たす日前60日から当該雇用増の要件を満たした日後30日まで」とする。</p> <p>4 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の概要</p> <p>(2) 企業立地に係る事業の概要</p> <p>(3) 企業立地の場所及び時期</p> <p>(4) 企業立地に係る設備投資に関する事項（<u>本社機能移転事業（賃借）</u>にあつては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）</p> <p>(5) 企業立地に必要な資金の調達計画（<u>本社機能移転事業（賃借）</u>の場合を除く。）</p> <p>(6) 企業立地に伴う雇用に関する事項</p> <p>(7) 企業立地に係る環境の保全に関する事項</p> <p>(8) 企業立地に伴う地域貢献に関する事項（別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める自動車関連製造業、<u>宇宙・航空機</u></p>	<p>する事業者で条例第13条第1項の規定による助成の措置を受けようとするものは、企業立地に係る計画（以下「立地計画」という。）を知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により認定を受けようとする事業者は、新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日までの期間内に、別記第1号様式の立地計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工場等の位置図、施設内の配置図及び設備配置図</p> <p>(2) 工場にあっては、生産工程図</p> <p>(3) 別表第1の類型Ⅱの項の区分に係る認定を受けようとする場合であって、工業団地の地域内で製造業に係る工場等の新設又は増設をするときは、当該工業団地の地域内に立地することを証する書類</p> <p>(4) 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの）</p> <p>ア 会社の沿革及び現況</p> <p>イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数</p> <p>ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 定款</p> <p>(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書</p> <p>(6) その他参考となる書類</p> <p>3 <u>本社機能移転事業</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日まで」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める<u>本社機能移転事業</u>に係る雇用増の要件を満たす日前60日から当該雇用増の要件を満たした日後30日まで」とする。</p> <p>4 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の概要</p> <p>(2) 企業立地に係る事業の概要</p> <p>(3) 企業立地の場所及び時期</p> <p>(4) 企業立地に係る設備投資に関する事項（<u>本社機能移転事業</u>にあつては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）</p> <p>(5) 企業立地に必要な資金の調達計画（<u>本社機能移転事業</u>の場合を除く。）</p> <p>(6) 企業立地に伴う雇用に関する事項</p> <p>(7) 企業立地に係る環境の保全に関する事項</p> <p>(8) 企業立地に伴う地域貢献に関する事項（別表第1の類型Ⅰの項対象業種（事業）の欄に定める自動車関連製造業、<u>航空機関連製</u></p>

新	旧
<p><u>関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、<u>本社機能移転事業（設備投資）</u>、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合に限る。）</u></p> <p>(9) 認定を受けようとする別表第1に定める<u>類型の区分及び業種（事業）</u></p> <p>(10) <u>環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）</u></p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>5 知事は、第2項の規定により認定の申請があった場合において、その立地計画に係る工場等が第3条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、その立地計画が北海道の産業構造の高度化による自立型経済構造への転換及び地域経済の発展に寄与するものと認められるときは、当該認定をするものとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、知事は、第2項の規定により認定の申請をした事業者が債務超過の状態にある等の理由により継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、当該事業者はその理由を示した上で、当該認定をしないことができる。</p> <p>7 第1項の認定は、<u>令和10年3月31日</u>までに限って行うものとする。 (認定計画の変更)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により立地計画の認定を受けた事業者（次条第2項の規定により当該事業者の地位の承継の承認を受けた者を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る立地計画（以下「認定計画」という。）に記載された事項のうち次に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 業種又は事業</p> <p>(2) 製造する主たる製品等の内容</p> <p>(3) 工場等の所在地</p> <p>(4) 工場等の新設又は増設のための投資額の予定額（変更額が変更後の投資額の20パーセント以内の変更又は変更額が5,000万円以内の変更の場合及び<u>本社機能移転事業（賃借）</u>の場合を除く。）</p> <p>(5) 別表第1に定める<u>類型の区分又は業種（事業）</u></p> <p>(6) <u>環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）</u></p> <p>(7) <u>その他認定計画の遂行に重大な影響を与える事項</u></p>	<p><u>造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合に限る。）</u></p> <p>(9) 認定を受けようとする別表第1に定める<u>類型の区分</u> (新設)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>5 知事は、第2項の規定により認定の申請があった場合において、その立地計画に係る工場等が第3条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、その立地計画が北海道の産業構造の高度化による自立型経済構造への転換及び地域経済の発展に寄与するものと認められるときは、当該認定をするものとする。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、知事は、第2項の規定により認定の申請をした事業者が債務超過の状態にある等の理由により継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、当該事業者はその理由を示した上で、当該認定をしないことができる。</p> <p>7 第1項の認定は、<u>平成40年3月31日</u>までに限って行うものとする。 (認定計画の変更)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により立地計画の認定を受けた事業者（次条第2項の規定により当該事業者の地位の承継の承認を受けた者を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る立地計画（以下「認定計画」という。）に記載された事項のうち次に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 業種又は事業</p> <p>(2) 製造する主たる製品等の内容</p> <p>(3) 工場等の所在地</p> <p>(4) 工場等の新設又は増設のための投資額の予定額（変更額が変更後の投資額の20パーセント以内の変更又は変更額が5,000万円以内の変更の場合及び<u>本社機能移転事業</u>の場合を除く。）</p> <p>(5) 別表第1に定める<u>類型の区分</u> (新設)</p> <p>(6) <u>その他認定計画の遂行に重大な影響を与える事項</u></p>

新	旧
<p>2 前項の規定により認定計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記第2号様式の認定計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により認定計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記第2号様式の認定計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>3 前条第5項の規定は、第1項の認定について準用する。 (補助金の交付の申請等)</p>	<p>3 前条第5項の規定は、第1項の認定について準用する。 (補助金の交付の申請等)</p>
<p>第13条 認定事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、別記第5号様式の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第13条 認定事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、別記第5号様式の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 <u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める<u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過するごと（札幌市の区域内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年を経過した日以後）に、当該1年間に支払った当該事務所又は事業所の賃料の額に係る」とする。 (補助金の使途)</p>	<p>2 <u>本社機能移転事業</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める<u>本社機能移転事業</u>に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過するごと（札幌市の区域内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年を経過した日以後）に、当該1年間に支払った当該事務所又は事業所の賃料の額に係る」とする。 (補助金の使途)</p>
<p>第15条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下この章において「補助事業者」という。）は、当該補助金を当該補助金の投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地に充当しなければならない。</p>	<p>第15条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下この章において「補助事業者」という。）は、当該補助金を当該補助金の投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地に充当しなければならない。</p>
<p>2 <u>本社機能移転事業（賃借）</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地」とあるのは、「算定の対象となった賃料に係る事務所又は事業所」とする。</p>	<p>2 <u>本社機能移転事業</u>に係る前項の規定の適用については、同項中「投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地」とあるのは、「算定の対象となった賃料に係る事務所又は事業所」とする。</p>
<p>第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置 (指定事業)</p>	<p>第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置 (指定事業)</p>
<p>第21条 条例第14条第1項の規則で定める事業（以下「指定事業」という。）は、次のとおりとする。 (1) マーケティング支援事業（中小企業者等が新たな事業分野への進出又は市場の開拓（以下これらを「新分野・新市場への進出等」という。）のために行う市場調査又は展示会等（道内において行われるものを除く。以下</p>	<p>第21条 条例第14条第1項の規則で定める事業（以下「指定事業」という。）は、次のとおりとする。 (1) マーケティング支援事業（中小企業者等が新たな事業分野への進出又は市場の開拓（以下これらを「新分野・新市場への進出等」という。）のために行う市場調査又は展示会等（道内において行われるものを除く。以下</p>

新	旧
<p>同じ。)への出展のために必要な経費(第4号に該当するものを除く。)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに必要な経費に対し、別表第4の第1号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) コンサルタント等招へい支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、<u>生産管理又はマーケティング</u>(商品の販売又はサービスの提供を促進するための活動をいう。)、<u>脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係る</u>コンサルタント等(専門コンサルタント(特定の事項について診断、指導、教育訓練等を行うことを業とする者をいう。以下同じ。)、専門技術者、熟練技能者その他特定の技術又は能力の修得に資する者をいう。)の招へいのために必要な経費に対し、別表第4の第2号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 産業人材育成・確保支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の養成を図るために行う先進企業、研修機関、専門職大学院(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院で、経営人材の養成を図るものに限る。別表第4において同じ。)、社会人を対象とした大学院(同項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。))その他技術、デザイン開発能力又は経営管理能力を修得し得るものへの従業員又は常勤の役員(個人事業主を含む。)の派遣を行うために必要な経費に対し、同表の第3号で定める基準により補助する事業(同表において「<u>育成事業(派遣)</u>」という。)、<u>脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係る研修等を実施するための講師の招へいのために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業</u>(同表において「<u>育成事業(招へい)</u>」という。))及び中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の確保を図るために行う情報通信技術利用事業場外勤務(在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であって、情報通信技術を利用して行うものをいう。)の導入を行うために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業(同表において「<u>確保事業</u>」という。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 市場対応型製品開発支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品若しくはサービスの開発又は道内にお</p>	<p>同じ。)への出展のために必要な経費(第4号に該当するものを除く。)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに必要な経費に対し、別表第4の第1号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) コンサルタント等招へい支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、<u>生産管理、マーケティング</u>(商品の販売又はサービスの提供を促進するための活動をいう。))等のコンサルタント等(専門コンサルタント(特定の事項について診断、指導、教育訓練等を行うことを業とする者をいう。以下同じ。)、専門技術者、熟練技能者その他特定の技術又は能力の修得に資する者をいう。)の招へいのために必要な経費に対し、別表第4の第2号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 産業人材育成・確保支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の養成を図るために行う先進企業、研修機関、専門職大学院(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院で、経営人材の養成を図るものに限る。別表第4において同じ。)、社会人を対象とした大学院(同項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。))その他技術、デザイン開発能力又は経営管理能力を修得し得るものへの従業員又は常勤の役員(個人事業主を含む。)の派遣を行うために必要な経費に対し、同表の第3号で定める基準により補助する事業(別表第4において「<u>育成事業</u>」という。))及び中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の確保を図るために行う情報通信技術利用事業場外勤務(在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であって、情報通信技術を利用して行うものをいう。)の導入を行うために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業(別表第4において「<u>確保事業</u>」という。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 市場対応型製品開発支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品若しくはサービスの開発又は道内にお</p>

新			旧						
<p>いて構成員の2分の1以上が中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために条例第2条第5号に規定する大学等と連携して行う研究開発（別表第4において「共同研究開発」という。）及びこれらに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し、同表の第4号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>別表第1（第3条、第6条、第7条関係）</p>			<p>いて構成員の2分の1以上が中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために条例第2条第5号に規定する大学等と連携して行う研究開発（別表第4において「共同研究開発」という。）及びこれらに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し、別表第4の第4号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>別表第1（第3条、第6条、第7条関係）</p>						
分類 型野	対象業種（事業）	対象基準	分類 型野	対象業種（事業）	対象基準				
I 産 業 分 野	自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準I」という。）。	I 産 業 分 野	自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準I」という。）。				
	宇宙・航空機関連製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	ア 投資額が5億円以上であること。		航空機関連製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	ア 投資額が5億円以上であること。				
	高機能素材・複合材料関連製造業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）			イ 雇用増が20人以上であること。		高機能素材・複合材料関連製造業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	イ 雇用増が20人以上であること。		
	電気・電子機器製造業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）					道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において		電気・電子機器製造業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のい
	医薬品製造業							道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のい	
基盤技術産業（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において	基盤技術産業（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のい						

新		旧	
	「基準Ⅱ」という。) ア 投資額が2,500万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。		「基準Ⅱ」という。) ア 投資額が2,500万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
食関連産業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅲ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。	食関連産業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅲ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
植物工場（別表第3の7の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。	植物工場（別表第3の7の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
新エネルギー供給業（別表第3の8の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅳ」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が1人以上であること。 ウ 市町村支援の対象であること。	新エネルギー供給業（別表第3の8の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅳ」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が1人以上であること。 ウ 市町村支援の対象であること。
新エネルギー関連製造業（別表第3の9の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅴ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。	新エネルギー関連製造業（別表第3の9の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅴ」という。）。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。

新		旧	
データセンター事業（別表第3の10の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準VI」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。	データセンター事業（別表第3の10の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準VI」という。）。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
本社機能移転事業（設備投資）	道内（札幌市の区域を除く。）に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準VII」という。）。 ア 投資額が1億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。		
本社機能移転事業（賃借）	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準VIII」という。）。 ア 建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ 雇用増が20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合には、30人）以上であること。 ウ 当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。	本社機能移転事業	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準VII」という。）。 ア 建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ 雇用増が20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合には、30人）以上であること。 ウ 当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。

新		旧		
		エ 当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むこと。 オ 道外から道内に本社機能を移転することを公表すること。 カ この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。	エ 当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むこと。 オ 道外から道内に本社機能を移転することを公表すること。 カ この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。	
発	自然科学研究所 展（成長産業分野 基に関連する業種 盤に限る。以下この 表及び次表にお 設いて同じ。） 分野	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「 <u>基準IX</u> 」という。）。 ア 投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあっては、5億円）以上であること。 イ 研究員の雇用増が5人以上であること。	発自然科学研究所 展（成長産業分野 基に関連する業種 盤に限る。以下この 表及び次表にお 設いて同じ。） 分野	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「 <u>基準VII</u> 」という。）。 ア 投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあっては、5億円）以上であること。 イ 研究員の雇用増が5人以上であること。
	高度物流関連事業（別表第3の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「 <u>基準X</u> 」という。）。 ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。		高度物流関連事業（別表第3の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。） 道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「 <u>基準IX</u> 」という。）。 ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
類	市製造業	次のいずれかに該当すること。	類市製造業（旧企業立地促進法適用地域） 町地促進法適用地域 II村域内にあっては、 連当該旧企業立地 携促進法適用地域 促における指定集 進積業種に限る。） 分植物工場 野自然科学研究所	次のいずれかに該当すること。
	植物工場			
	自然科学研究所	ア 道内の工業団地内に製造業に		ア 道内の工業団地内に製造業に

新		旧	
	係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準XI」という。）。	進法適用地域内にあつては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準X」という。）。
高度物流関連事業	(ア) 投資額が5,000万円以上であること。	高度物流関連事業（旧企業立地促進法適用地域内にあつては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	(ア) 投資額が5,000万円以上であること。
データセンター事業	(イ) 雇用増が5人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあつては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。	データセンター事業（旧企業立地促進法適用地域内にあつては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	(イ) 雇用増が5人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあつては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。
IT産業（別表第3の12の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第4において同じ。）	(ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。	ソフトウェア業（旧企業立地促進法適用地域内にあつては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	(ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。
コールセンター事業（別表第3の13の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）	イ 道内の特別対策地域内に工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の地域経済牽引事業促進法適用地域内に工場等の新設をする場合（札幌市の区域にあ	情報処理・提供サービス業（旧企業立地促進法適用地域内にあつては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）	イ 道内の特別対策地域内に工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の地域経済牽引事業促進法適用地域内に工場等

新		旧	
	<p>つては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。)で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅻ」という。)</p> <p>(ア) 投資額が2,500万円以上であること。</p> <p>(イ) 雇用増が5人(当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。)以上であること。</p> <p>(ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。</p>		<p>の新設をする場合(札幌市の区域にあっては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。)で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅺ」という。)</p> <p>(ア) 投資額が2,500万円以上であること。</p> <p>(イ) 雇用増が5人(当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。)以上であること。</p> <p>(ウ) 市町村が行う立地助成措置の対象であること。</p>
		<p>コールセンター事業(別表第3の12の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。)(旧企業立地促進法適用地域内にあっては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。)</p>	

備考

- この表において「知事承認地域経済牽引事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画(同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。)に従って行われる地域経済牽引事業(地域経済牽引事業促進法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。)をいう。
- この表において、「市町村が行う立地助成措置」とは市町村が企業立地をした事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置をいい、「市町村支援」とは市町村が行う立地助成措置に加え、市町村が行う土地の提供又は貸付け、融資の際の便宜の供与その他の支援措置をいう。
(削る)

備考

- この表において「知事承認地域経済牽引事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画(同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。)に従って行われる地域経済牽引事業(地域経済牽引事業促進法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。)をいう。
- この表において、「市町村が行う立地助成措置」とは市町村が企業立地をした事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置をいい、「市町村支援」とは市町村が行う立地助成措置に加え、市町村が行う土地の提供又は貸付け、融資の際の便宜の供与その他の支援措置をいう。
- この表において、「旧企業立地促進法適用地域」とは企業立地の促進等による地域

新	旧
<p>3 この表において「工業団地」とは、道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登載されている工業団地（計画中又は構想中のものを除く。）であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。</p> <p>4 この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。</p> <p>5 この表において「特別対策地域」とは、次に掲げる地域又は区域を含む市町村の区域をいう。ただし、合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる地域又は区域が一部の合併関係市町村（同法第2条第1項に規定する市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となった市町村をいう。以下同じ。）の区域に限定されている場合は、当該合併関係市町村の区域とする。</p> <p>(1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第2条に規定する農村地域</p> <p>(2) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域</u></p> <p>(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域</p>	<p><u>における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）</u> （以下「旧企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（特別対策地域内の区域を除く。）をいい、「<u>指定集積業種</u>」とは旧企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種をいう。</p> <p>4 この表において「工業団地」とは、道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登載されている工業団地（計画中又は構想中のものを除く。）であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。</p> <p>5 この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。</p> <p>6 この表において「特別対策地域」とは、次に掲げる地域又は区域を含む市町村の区域をいう。ただし、合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる地域又は区域が一部の合併関係市町村（同法第2条第1項に規定する市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となった市町村をいう。以下同じ。）の区域に限定されている場合は、当該合併関係市町村の区域とする。</p> <p>(1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第2条に規定する農村地域</p> <p>(2) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域</u></p> <p>(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域</p>

新	旧
<p>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区</p> <p>(6) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第7条第2項第1号に規定する振興拠点地域</p> <p>(7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る同法第6条第4項の拠点地区であって、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）第1条に規定する地方公共団体の区域内にあるもの</p> <p>(8) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域</p> <p><u>6</u> この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。</p> <p><u>7</u> この表において「特認事業者」とは、地域経済牽引事業促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものをいう。</p>	<p>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区</p> <p>(6) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第7条第2項第1号に規定する振興拠点地域</p> <p>(7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る同法第6条第4項の拠点地区であって、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）第1条に規定する地方公共団体の区域内にあるもの</p> <p>(8) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域</p> <p><u>7</u> この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。</p> <p><u>8</u> この表において「特認事業者」とは、地域経済牽引事業促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものをいう。</p>

別表第2（第12条関係）

分類	対象業種（事業分野）及び基準	補助額	補助通算限度額
類成 型長 I産 業 分 野	自動車関連製造業で、基準Iに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	20億円
	宇宙・航空機関連製造業で、基準Iに該当するもの	ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合には、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の（ア）から（ウ）までに掲げ	
	高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Iに該当するもの		

別表第2（第12条関係）

分類	対象業種（事業分野）及び基準	補助額	補助通算限度額
類成 型長 I産 業 分 野	自動車関連製造業で、基準Iに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	20億円
	航空機関連製造業で、基準Iに該当するもの	ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が次の（ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じそれぞれ次の（ア）から（ウ）までに定め	
	高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Iに該当するもの	る額を超える額	

新				旧			
		<p>る区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円</p> <p>(イ) 雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円</p> <p>(ウ) 雇用増が100人以上の場合 15億円</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が5億円を超えるときは、5億円)</p>				<p>きは、当該(ア)から(ウ)までに定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円</p> <p>(イ) 雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円</p> <p>(ウ) 雇用増が100人以上の場合 15億円</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額(その額が5億円を超えるときは、5億円)</p>	
電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円		電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円	
医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するもの	<p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11)に相当する額(その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が</p>			<p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額(その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額)</p> <p>(ア) 雇用増が</p>			

新				旧			
		<p>20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上の場合 10億円</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5 (<u>環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6</u>) に相当する額 (その額が3億円を超えるときは、3億円)</p>				<p>20人以上50人未満の場合 5億円 (イ) 雇用増が50人以上の場合 10億円</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額 (その額が3億円を超えるときは、3億円)</p>	
基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 (その額が3億円を超えるときは、3億円)</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10 (<u>環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11</u>) に相当する額</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5 (<u>環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6</u>) に相当する額</p>			基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 (その額が3億円を超えるときは、3億円)</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額</p>		
食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10 (<u>環境配慮型工場等に該当する場合にあって</u></p>	13億円		食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額 (その額が10億円を超えるとき</p>	13億円	

新			旧		
	<p>は、投資額の100分の11)に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円)</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合)にあっては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円)</p>			<p>は、10億円)</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円)</p>	
新エネルギー一供給業で、基準IVに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合)にあっては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の2.5(環境配慮型工場等に該当する場合)にあっては、投資額の100分の3.5)に相当する額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)</p>	1億5,000万円	新エネルギー一供給業で、基準IVに該当するもの	<p>投資額の100分の5に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p>	二
新エネルギー一関連製造業で、基準Vに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設</p>	13億円	新エネルギー一関連製造業で、基準Vに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設</p>	13億円

新				旧			
	<p>をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円）</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）</p>				<p>をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円）</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）</p>		
データセンター事業で、基準VIに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。）の場合であって、その額が5億円を超えるときは、5億円））</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1</p>	4億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合にあっては、7億5,000万円）		データセンター事業で、基準VIに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。）の場合であって、その額が5億円を超えるときは、5億円））</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1</p>	4億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合にあっては、7億5,000万円）	

新				旧			
		億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が2億5,000万円を超えるときは、2億5,000万円）				億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が2億5,000万円を超えるときは、2億5,000万円）	
	本社機能移転事業（設備投資）で、基準Ⅶに該当するもの	投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）	二				
	本社機能移転事業（賃借）で、基準Ⅷに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1年につき1,000万円を超えるときは、1年につき1,000万円）	二	本社機能移転事業で、基準Ⅶに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1年につき1,000万円を超えるときは、1年につき1,000万円）	二	
発	自然科学研究	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億	発	自然科学研究	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億
展	研究所で、基準Ⅸに該当するもの	ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億	円	展	研究所で、基準Ⅷに該当するもの	ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億	円
基				基			
盤				盤			
施				施			
設				設			
分				分			
野				野			

新				旧			
		イ 工場等の増設 をする場合 投資額の100分の 5 (環境配慮型 工場等にあつて は、投資額の100 分の6) に相当 する額 (その額 が3億円を超え るときは、3億 円)				イ 工場等の増設 をする場合 投資額の100分の 5 に相当する額 (その額が3億 円を超えるとき は、3億円)	
	高度物流関 連事業で、基 準Xに該当 するもの	次のア又はイに掲 げる区分に応じ、 当該ア又はイに定 める額	6億 5,000 万円		(新設)		
		ア 工場等の新設 をする場合 投資額の100分の 10 (環境配慮型 工場等に該当す る場合にあつて は、投資額の100 分の11) に相当 する額 (その額 が5億円を超え るときは、5億 円)					
		イ 工場等の増設 をする場合 投資額の100分の 5 (環境配慮型 工場等に該当す る場合にあつて は、投資額の100 分の6) に相当 する額 (その額 が1億5,000万 円を超えるとき は、1億5,000万 円)					
類型II	市製造業又は 町植物工場で、 村基準XIに該 連当するもの 携 促 進 分野	次のア又はイに掲 げる区分に応じ、 当該ア又はイに定 める額	3億 円	類型II	市製造業又は 町植物工場で、 村基準Xに該 連当するもの 携 促 進 分野	次のア又はイに掲 げる区分に応じ、 当該ア又はイに定 める額	3億 円
		ア 工場等の新設 をする場合 投資額の100分の 8 (環境配慮型 工場等に該当す る場合にあつて は、投資額の100				ア 工場等の新設 をする場合 投資額の100分の 8 に相当する額 (その額が1億 円を超えるとき は、1億円)	

新				旧			
		<p>分の9)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の4(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の5)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p>				<p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の4に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p>	
<p>製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、IT産業又はコールセンター事業で、<u>基準XII</u>に該当するもの</p>	<p>次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額</p> <p>ア 投資額の100分の4(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の5、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の8、環境配慮型工場等に該当する場合であって地域経済牽引事業促進法適用地域特例のときにあっては投資額の100分の9)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p> <p>イ 雇用増から5人を差し引いた人数(当該人数が零を下回る場合は、零)に50万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、</p>	<p>補助額の欄のアに定める補助額について、3億円</p>		<p>製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はコールセンター事業で、<u>基準XI</u>に該当するもの</p>	<p>次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額</p> <p>ア 投資額の100分の4(地域経済牽引事業促進法適用地域特例又は旧企業立地促進法適用地域特例の場合は、100分の8)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)</p> <p>イ 雇用増から5人を差し引いた人数(当該人数が零を下回る場合は、零)に50万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、</p>	<p>補助額の欄のアに定める補助額について、3億円</p>	

新				旧			
			5,000万円)				5,000万円)
備考				備考			
<p>1 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの区分のうちいずれかの区分の補助金の交付を受けることができる。</p> <p>2 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域（前表の備考6に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における工場等の新設をいう。 (削る)</p> <p>3 この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー（雪氷、太陽光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。）を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。</p>				<p>1 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの区分のうちいずれかの区分の補助金の交付を受けることができる。</p> <p>2 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域（前表の備考6に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における工場等の新設をいう。</p> <p>3 この表において「旧企業立地促進法適用地域特例」とは、旧企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域（前表の備考6に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における指定集積業種（同表の備考3に規定する指定集積業種をいう。）に係る工場等の新設をいう。</p> <p>4 この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー（雪氷、太陽光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。）を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。</p>			
別表第3				別表第3			
<p>1 自動車関連製造業 自動車・同附属品製造業</p> <p>2 宇宙・航空機関連製造業</p>				<p>1 自動車関連製造業 自動車・同附属品製造業</p> <p>2 航空機関連製造業 航空機・同附属品製造業</p>			
<p>1 航空機・同附属品製造業</p> <p>2 その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルーン製造業に限る。）</p>							
<p>3 高機能素材・複合材料関連製造業</p> <p>1 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業</p> <p>2 パルプ製造業</p> <p>3 紙製造業</p> <p>4 加工紙製造業</p> <p>5 化学肥料製造業</p> <p>6 無機化学工業製品製造業</p> <p>7 有機化学工業製品製造業</p> <p>8 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業</p> <p>9 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業</p> <p>10 その他の化学工業</p> <p>11 石油精製業</p>				<p>3 高機能素材・複合材料関連製造業</p> <p>1 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業</p> <p>2 パルプ製造業</p> <p>3 紙製造業</p> <p>4 加工紙製造業</p> <p>5 化学肥料製造業</p> <p>6 無機化学工業製品製造業</p> <p>7 有機化学工業製品製造業</p> <p>8 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業</p> <p>9 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業</p> <p>10 その他の化学工業</p> <p>11 石油精製業</p>			

新	旧
<p>12 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>13 ガラス・同製品製造業</p> <p>14 炭素・黒鉛製品製造業</p> <p>15 研磨剤・同製品製造業</p> <p>16 製鉄業</p> <p>17 製鋼・製鋼圧延業</p> <p>18 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）</p> <p>19 表面処理鋼材製造業</p> <p>20 非鉄金属第一次製錬・精製業</p> <p>21 非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）</p> <p>22 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押しを含む。）</p>	<p>12 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>13 ガラス・同製品製造業</p> <p>14 炭素・黒鉛製品製造業</p> <p>15 研磨剤・同製品製造業</p> <p>16 製鉄業</p> <p>17 製鋼・製鋼圧延業</p> <p>18 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）</p> <p>19 表面処理鋼材製造業</p> <p>20 非鉄金属第一次製錬・精製業</p> <p>21 非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）</p> <p>22 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押しを含む。）</p>
<p>4 電気・電子機器製造業</p>	<p>4 電気・電子機器製造業</p>
<p>1 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業</p> <p>2 電子デバイス製造業</p> <p>3 電子部品製造業</p> <p>4 記録メディア製造業</p> <p>5 電子回路製造業</p> <p>6 ユニット部品製造業</p> <p>7 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>8 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p> <p>9 産業用電気機械器具製造業</p> <p>10 電球・電気照明器具製造業</p> <p>11 電池製造業</p> <p>12 電子応用装置製造業</p> <p>13 電気計測器製造業</p> <p>14 その他の電気機械器具製造業</p> <p>15 通信機械器具・同関連機械器具製造業</p> <p>16 映像・音響機械器具製造業</p> <p>17 電子計算機・同附属装置製造業</p>	<p>1 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業</p> <p>2 電子デバイス製造業</p> <p>3 電子部品製造業</p> <p>4 記録メディア製造業</p> <p>5 電子回路製造業</p> <p>6 ユニット部品製造業</p> <p>7 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>8 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業</p> <p>9 産業用電気機械器具製造業</p> <p>10 電球・電気照明器具製造業</p> <p>11 電池製造業</p> <p>12 電子応用装置製造業</p> <p>13 電気計測器製造業</p> <p>14 その他の電気機械器具製造業</p> <p>15 通信機械器具・同関連機械器具製造業</p> <p>16 映像・音響機械器具製造業</p> <p>17 電子計算機・同附属装置製造業</p>
<p>5 基盤技術産業</p>	<p>5 基盤技術産業</p>
<p>1 工業用プラスチック製品製造業</p> <p>2 鉄素形材製造業</p> <p>3 非鉄金属素形材製造業</p> <p>4 金属素形材製品製造業</p> <p>5 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろく鉄器を除く。）</p> <p>6 基礎素材産業用機械製造業</p> <p>7 金属加工機械製造業</p> <p>8 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業</p> <p>9 その他の生産用機械・同部分品製造業</p>	<p>1 工業用プラスチック製品製造業</p> <p>2 鉄素形材製造業</p> <p>3 非鉄金属素形材製造業</p> <p>4 金属素形材製品製造業</p> <p>5 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろく鉄器を除く。）</p> <p>6 基礎素材産業用機械製造業</p> <p>7 金属加工機械製造業</p> <p>8 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業</p> <p>9 その他の生産用機械・同部分品製造業</p>
<p>6 食関連産業</p>	<p>6 食関連産業</p>
<p>1 食料品製造業</p> <p>2 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>3 一般産業用機械・装置製造業（1又は</p>	<p>1 食料品製造業</p> <p>2 飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p>3 一般産業用機械・装置製造業（1又は</p>

新	旧								
<p>2に関連する業種に限る。)</p> <p>4 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。）</p> <p>5 生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）</p>	<p>2に関連する業種に限る。)</p> <p>4 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。）</p> <p>5 生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）</p>								
<p>7 植物工場</p> <p>施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。</p>	<p>7 植物工場</p> <p>施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。</p>								
<p>8 新エネルギー供給業</p> <p>太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。</p>	<p>8 新エネルギー供給業</p> <p>太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。</p>								
<p>9 新エネルギー関連製造業</p> <p>太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>9 新エネルギー関連製造業</p> <p>太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。</p>								
<table border="1"> <tr><td>1 発泡・強化プラスチック製品製造業</td></tr> <tr><td>2 暖房装置・配管工事用附属品製造業</td></tr> <tr><td>3 ボイラ・原動機製造業</td></tr> <tr><td>4 一般産業用機械・装置製造業</td></tr> </table>	1 発泡・強化プラスチック製品製造業	2 暖房装置・配管工事用附属品製造業	3 ボイラ・原動機製造業	4 一般産業用機械・装置製造業	<table border="1"> <tr><td>1 発泡・強化プラスチック製品製造業</td></tr> <tr><td>2 暖房装置・配管工事用附属品製造業</td></tr> <tr><td>3 ボイラ・原動機製造業</td></tr> <tr><td>4 一般産業用機械・装置製造業</td></tr> </table>	1 発泡・強化プラスチック製品製造業	2 暖房装置・配管工事用附属品製造業	3 ボイラ・原動機製造業	4 一般産業用機械・装置製造業
1 発泡・強化プラスチック製品製造業									
2 暖房装置・配管工事用附属品製造業									
3 ボイラ・原動機製造業									
4 一般産業用機械・装置製造業									
1 発泡・強化プラスチック製品製造業									
2 暖房装置・配管工事用附属品製造業									
3 ボイラ・原動機製造業									
4 一般産業用機械・装置製造業									
<p>10 データセンター事業</p> <p>自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。</p>	<p>10 データセンター事業</p> <p>自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。</p>								
<p>11 高度物流関連事業</p> <p>次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第1及び前表の類型Iの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。</p> <p>(1) 容積が5,000m³以上の<u>一類倉庫</u>（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の4第1項に規定する一類倉庫をいう。）、<u>二類倉庫</u>（同令第3条の5第1項に規定する二類倉庫をいう。）、<u>三類倉庫</u>（同令第3条の6第1項に規定する三類倉庫をいう。）</p>	<p>11 高度物流関連事業</p> <p>次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第1及び前表の類型Iの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。</p> <p>(1) 容積が5,000m³以上の<u>貯蔵槽倉庫</u>（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の9第1項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。）又は容積が3,000m³以上の<u>冷蔵倉庫</u>（同令第3条の11第1項に規定する冷蔵倉庫をいう。）、<u>食料品の温度の管理の用に供す</u></p>								

新	旧
<p>庫をいう。)若しくは貯蔵槽倉庫(同令第3条の9第1項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。)又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫(同令第3条の11第1項に規定する冷蔵倉庫をいい、食料品の温度の管理の用に供するものに限る。)を有する施設</p> <p>(2) 自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設</p> <p>(3) データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有する施設</p> <p>(4) 流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)の用に供する設備を有する施設</p> <p>(5) 太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備等を有する施設</p>	<p>るものに限る。)を有する施設</p> <p>(2) 自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設</p> <p>(3) データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有する施設</p> <p>(4) 流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)の用に供する設備を有する施設</p> <p>(5) 太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備等を有する施設 (新設)</p>

12 IT産業

1	ソフトウェア業
2	情報処理・提供サービス業
3	インターネット附随サービス業

13 コールセンター事業

次に掲げる業務に係る事業をいう。

- (1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの

ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

- (2) (1)の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

備考 1から6まで、9及び12に掲げる業種は、日本標準産業分類による。

別表第4(第21条関係)

番号	事業の種類	対象経費	補助額
1	マーケティング支援事業	市場調査の委託費 その他市場調査のために特に必要と認められる経費及	対象経費の2分の1以内の額(国内で事業を実施する場合であってその額

12 コールセンター事業

次に掲げる業務に係る事業をいう。

- (1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの

ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

- (2) (1)の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

備考 1から6まで及び9に掲げる業種は、日本標準産業分類による。

別表第4(第21条関係)

番号	事業の種類	対象経費	補助額
1	マーケティング支援事業	市場調査の委託費 その他市場調査のために特に必要と認められる経費及	対象経費の2分の1以内の額(国内で事業を実施する場合であってその額

新			旧				
		び出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費その他展示会等への出展を行うために特に必要と認められる経費(以下これらを「市場調査等経費」という。)並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに要する経費	が100万円を超えるときは100万円、国外で事業を実施する場合であってその額が200万円を超えるときは200万円)			び出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費その他展示会等への出展を行うために特に必要と認められる経費(以下これらを「市場調査等経費」という。)並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに要する経費	が100万円を超えるときは100万円、国外で事業を実施する場合であってその額が200万円を超えるときは200万円)
2	コンサルタント等招へい支援事業	滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額(その額が100万円を超えるときは、100万円)	2	コンサルタント等招へい支援事業	滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額(その額が100万円を超えるときは、100万円)
3	産業人材育成・確保支援事業(育成事業(派遣))	滞在費及び往復の交通費(専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。)	対象経費の2分の1以内の額(その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円)	3	産業人材育成・確保支援事業(育成事業)	滞在費及び往復の交通費(専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。)	対象経費の2分の1以内の額(その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円)

新			旧				
		並びに入 学料及び 授業料(専 門職大学 院及び社 会人を対 象とした 大学院へ の派遣に 係るもの に限る。)			並びに入 学料及び 授業料(専 門職大学 院及び社 会人を対 象とした 大学院へ の派遣に 係るもの に限る。)		
	産業人材育成・ 確保支援事業 (育成事業(招 へい))	滞在費及 び往復の 交通費、授 業料、会場 借上料、そ の他研修 等の実施 のために 特に必要 と認めら れる経費	対象経費 の2分の 1以内の 額(その額 が50万円 を超える ときは、50 万円)				
	産業人材育成・ 確保支援事業 (確保事業)	機器購入 費、システ ム構築費 及びコン サルタン ト料	対象経費 の2分の 1以内の 額(その額 が60万円 を超える ときは、60 万円)	産業人材育成・ 確保支援事業 (確保事業)	機器購入 費、システ ム構築費 及びコン サルタン ト料		
4	市場対応型製品 開発支援事業	原材料・副 材料費、治 具・工具 費、外注加 工費、技術 導入費、デ ザイン開 発費、プロ グラム開 発費、試験 (検査)依 頼費、人件 費(コンピ ュータ処 理を目的 とするソ フトウェ ア又はコ ンピュー タ制御に よるシス テムの製	次に掲げ る額を合 算した額 (その額 が300万円 を超える ときは、 300万円) 1 対象 経費の うち市 場調査 等経費 に係る ものの 2分の 1以内 の額(そ の額が 200万円 を超え るとき	4	市場対応型製品 開発支援事業	原材料・副 材料費、治 具・工具 費、外注加 工費、技術 導入費、デ ザイン開 発費、プロ グラム開 発費、試験 (検査)依 頼費、人件 費(コンピ ュータ処 理を目的 とするソ フトウェ ア又はコ ンピュー タ制御に よるシス テムの製	次に掲げ る額を合 算した額 (その額 が300万円 を超える ときは、 300万円) 1 対象 経費の うち市 場調査 等経費 に係る ものの 2分の 1以内 の額(そ の額が 200万円 を超え るとき

新		旧			
	品開発を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	は、200万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額	品開発を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	は、200万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額	
市場対応型製品開発支援事業 (新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業(汎用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業をいう。以下この号において同じ。)の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等(ものづくり基盤技術振興基	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験(検査)依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額(その額が500万円を超えるときは、500万円) 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費	市場対応型製品開発支援事業 (新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業(汎用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業をいう。以下この号において同じ。)の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術振興基	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験(検査)依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額(その額が500万円を超えるときは、500万円) 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円) 2 対象経費のうち市場調査等経費

新			旧		
<p>本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種をいう。以下この号において同じ。）の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等（別表第3の6の事項に掲げる業種及びバイオテクノロジー利用産業（生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業をいう。）をいう。以下この号において同じ。）<u>環境・エネルギー産業</u>（環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業（資源の有効利用に係るものを除く。）が属する業種をいう。以下この号において同じ。）<u>若しくはIT産業の中小企業者等</u>が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助す</p>		<p>以外に係るものの2分の1以内の額</p>	<p>本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種及びソフトウェア業をいう。以下この号において同じ。）の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等（別表第3の6の事項に掲げる業種及びバイオテクノロジー利用産業（生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業をいう。）をいう。以下この号において同じ。）<u>若しくは環境・エネルギー産業</u>（環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業（資源の有効利用に係るものを除く。）が属する業種をいう。以下この号において同じ。）<u>の中小企業者等</u>が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）</p>		<p>以外に係るものの2分の1以内の額</p>

新				旧			
る事業に限る。)							
市場対応型製品開発支援事業 (加工組立型工業、基盤技術産業等、食関連産業等、環境・エネルギー産業又はIT産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。)	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験(検査)依頼費、人件費(共同研究開発に従事する中小企業者等の従業員等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他共同研究開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額(その額が500万円を超えるときは、500万円)	1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円)	市場対応型製品開発支援事業 (加工組立型工業、基盤技術産業等、食関連産業等又は環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。)	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験(検査)依頼費、人件費(共同研究開発に従事する中小企業者等の従業員等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他共同研究開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額(その額が500万円を超えるときは、500万円)	1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額(その額が200万円を超えるときは、200万円)

備考 この表において「先行技術等調査費」とは、次に掲げる調査に係る経費をいう。

- 市場対応型製品開発支援事業に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る発明が特許法（昭和34年法律第121号）第29条、第29条の2又は第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの
- 市場対応型製品開発支援事業に係る考案と同一の技術の分野に属する考案又は発明に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る考案が実用新案法（昭和34年法律第123号）第3条、第3条の2若しくは第7条第1項から第3項まで若

備考 この表において「先行技術等調査費」とは、次に掲げる調査に係る経費をいう。

- 市場対応型製品開発支援事業に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る発明が特許法（昭和34年法律第121号）第29条、第29条の2又は第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの
- 市場対応型製品開発支援事業に係る考案と同一の技術の分野に属する考案又は発明に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る考案が実用新案法（昭和34年法律第123号）第3条、第3条の2若しくは第7条第1項から第3項まで若

新	旧
<p>しくは第7項又は特許法第39条第4項前段の規定により実用新案登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの</p> <p>3 市場対応型製品開発支援事業に係る意匠と同一の分野に属する意匠に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る意匠が意匠法（昭和34年法律第125号）第3条、第3条の2又は第9条第1項若しくは第2項の規定により意匠登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの</p>	<p>しくは第7項又は特許法第39条第4項前段の規定により実用新案登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの</p> <p>3 市場対応型製品開発支援事業に係る意匠と同一の分野に属する意匠に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る意匠が意匠法（昭和34年法律第125号）第3条、第3条の2又は第9条第1項若しくは第2項の規定により意匠登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの</p>